

令和7年第7回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年7月22日(火) 午前8時58分～9時20分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (9人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦
	13番	佐 藤 国 雄	
- 4 欠席委員 (4人)

2番	森 山 栄 治	3番	加 藤 浩 揮
8番	木 村 功	10番	工 藤 元 伸
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	盛 晋	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・六郷地区	村 上 誠		
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・黒石地区	高 木 一 弥
-------	---------
- 7 議事参与の制限委員 (1人)

5番	今 隆 俊
12番	木 立 康 行
- 8 付議案件

報告第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第15号	買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第16号	農地の転用事実に関する照会について
議案第27号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第28号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第29号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

9 事務局職員

事務局長

事務局長補佐

主査

主事

主事

佐藤久貴

村上大樹

山田和晶

工藤慎也

福澤野亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第7回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が9人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、6番石澤孝知委員、7番長内康之委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第13号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和7年6月受理分は、相続が7件、総面積55,863㎡、田が14筆33,141㎡、平畑が7筆10,182㎡、樹園地が5筆12,540㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第14号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号21番は、富田の畑、2,373㎡を賃借人の都合により、令和7年6月10日に合意解約したものです。

		以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、次に、報告第15号「買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」を事務局から報告お願いします。
福澤主事		報告第15号は、買受適格者からの農地法第3条第1項に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告するものです。 別紙で説明いたします。6ページをご覧ください。 受付番号43番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、外3筆合計3,713㎡を経営規模拡大による申請で、令和7年6月19日に許可したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、次に、報告第16号「農地の転用事実に関する照会について」を事務局から報告お願いします。
工藤主事		報告第16号は、青森地方法務局弘前支局から別紙土地の地目変更登記について照会があったので、現地調査等の結果に基づき、別紙のとおり報告するものです。 別紙8ページで説明いたします。 受付番号1番は、土地の所在は大字浅瀬石字山辺、地目は田、面積は995㎡、土地所有者、住所、氏名は記載のとおりです。 都市計画関係は用途地域外、農振法関係は農用地区域外、現況地目は非農地です。 現地を調査したところ、現在は、材木置場として利用されております。 県の担当者に確認したところ、転用許可を要することです。 法務局への報告年月日は、令和7年7月14日付けで、転用許可の有無は、無と報告しております。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第27号につきましては、5番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員退席) それでは、議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

福澤主事	議案第27号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が4件、所有権移転が5件です。 10ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号11番は、大字高館字甲花岡の畑、1,371㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 11ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号43番は、大字赤坂字池田の田、外2筆合計2,921㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号44番は、ぐみの木の田、外6筆合計18,146㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 12ページに移ります。 受付番号45番は、大字上十川字北原二番の田、外3筆合計3,187㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号46番は、大字石名坂字五輪平の樹園地、外2筆合計3,762㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。 13ページに移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号39番は、大字浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,864㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号40番は、角田の田、3,157㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号41番は、大字竹鼻字北野田の田、1,807㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号42番は、大字竹鼻字宮元の畑、1,082㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 14ページに移ります。 受付番号43番は、大字上十川字山元の樹園地、外1筆合計5,166㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに、申請地の現地調査にあたった、4番佐藤陽介委員に報告をお願いします。

佐藤陽介委員	今回申請があった農地について、去る7月8日、加藤浩揮委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号11番は、現況は畑で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号43番、44番、45番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号46番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号39番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号40番、41番は、現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号42番は、現況は畑で、権利取得後はももの栽培が行われます。 受付番号43番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった10件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員指定席に着く) それでは、議案第28号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第28号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙16ページで説明いたします。 受付番号4番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字中川字篠村、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,811㎡、従業員駐車場用地とするため取得するものです。 申請地は、農地区分が第一種農地に該当しますが、隣地が譲受人の所有地となっており、申請地の面積が、申請地を含めた全体の事業面積の1/3を

	超えないため、第一種農地の不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び現地調査を行った、4番佐藤陽介委員に報告をお願いします。
佐藤陽介委員	今回、農地法第5条申請があった土地について、去る7月8日、加藤浩揮委員、佐藤徹志推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号4番は、従業員駐車場用地として取得するための申請です。 場所は、黒石市役所から南へ約1.5kmの場所に位置しています。 土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地は譲受人が所有する宅地に隣接し国道102号に面しており、流通の利便性が高いことから申請地を選定したとのことです。 申請地に隣接する宅地には、貸事務所と荷捌場を建設します。 申請地周辺は、北側が国道、西・東側は宅地、南側は道路を挟んで田となっており、雑排水は、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流し、雨水等は道路側溝へ放流及び敷地内に地下浸透とするとのことで、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第28号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第29号につきましては、私が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。 議長を佐藤孝文職務代理者をお願いします。 (木立康行会長退席)
議 長 (職務代理者)	それでは、議案第29号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第29号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙18ページから説明します。 今回の申請は、農地中間管理事業による使用貸借権設定が1件、賃借権設定が8件、賃借権移転が1件です。

	(1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、大字上目内澤字下田表の田、1, 887㎡を10年間の新規設定です。 19ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号24番は、大字黒石字弥九郎の田、3, 149㎡を10年間10a当たり15, 000円での新規設定です。 受付番号25番は、大字境松字石切の田、外3筆合計7, 553㎡を10年間10a当たり12, 000円での新規設定です。 受付番号26番は、相野の田、9, 974㎡を10年間10a当たり14, 000円での新規設定です。 20ページへ移ります。 受付番号27番は、大字上十川字大野三番の田、1, 774㎡を10年間10a当たり12, 000円での新規設定です。 受付番号28番は、大字黒石字建石の田、1, 807㎡を10年間10a当たり12, 000円での設定です。 受付番号29番は、富田の田、4, 934㎡を10年間10a当たり14, 000円での新規設定です。 受付番号30番は、大字竹鼻字北野田の田、外5筆合計9, 134㎡を10年間10a当たり15, 000円での新規設定です。 21ページへ移ります。 受付番号31番は、大字三島字宮元の田、外2筆合計2, 804㎡を10年間10a当たり15, 000円での新規設定です。 22ページへ移ります。 (3) 賃借権移転です。 受付番号8番は、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな受け手に貸し付けられるものです。 受付番号8番は、馬場尻西の田、3, 022㎡、賃借料は10a当たり10, 000円での設定です。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第29号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了しましたので、議長を木立会長と交代いたします。

	(木立康行会長指定席に着く)
議 長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第7回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第25条第2項の規定により、ここに署名する。 令和7年7月22日 議 長 木立康行 議事録署名者 石澤孝知 議事録署名者 長内康之